

令和元年8月9日開会

総務消防  
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 総務消防常任委員会会議録

~~~~~

日 程

日 時 令和元年 8 月 9 日（金）  
組合議会臨時会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 審査事項
  - 議案第 5 号 専決処分について（鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
  - 議案第 6 号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 7 号 鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 調査事項
  - 公共施設等総合管理計画の策定について
- 5 閉 会

~~~~~

## 出席者（8名）

|     |    |    |      |    |    |
|-----|----|----|------|----|----|
| 委員長 | 小谷 | 博徳 | 副委員長 | 石橋 | 佳枝 |
| 委員  | 三鴨 | 秀文 | 委員   | 中田 | 利幸 |
| 委員  | 柊  | 康弘 | 委員   | 井藤 | 稔  |
| 委員  | 杉谷 | 洋一 | 委員   | 上原 | 二郎 |

~~~~~

## 欠席者（0名）

~~~~~

## 説明のため出席した者

|             |       |               |        |
|-------------|-------|---------------|--------|
| 事務局長        | 神庭 千秋 | 消防局長          | 藤山 史郎  |
| 事務局次長兼総務課長  | 三上 洋  | 事務局次長兼環境資源課長  | 隠樹 千佳良 |
| 消防局次長兼総務課長  | 赤川 紀夫 | 事務局施設工事課長     | 板井 寛典  |
| 消防局予防課長     | 安達 憲吾 | 消防局警防課長       | 多田 儒司  |
| 消防局指令課長     | 細田 恵誠 | 消防局主査兼総務課庶務係長 | 桑垣 謙治  |
| 事務局総務課長補佐   | 林原 昭夫 | 事務局総務課長補佐     | 伏野 哲彦  |
| 事務局施設工事課長補佐 | 本池 将  | 事務局環境資源課長補佐   | 加藤 公教  |
| 消防局総務課長補佐   | 清水 賢一 | 消防局予防課長補佐     | 阿部 茂樹  |
| 消防局予防課長補佐   | 木下 知明 |               |        |

~~~~~

### 事務局の職員

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 書記長 | 針田 智子 | 書記 | 堀尾 周作 |
|-----|-------|----|-------|

~~~~~

### 1 開 会

(午後1時15分)

○石橋副委員長 おそろいでしょうか。おそろいですね。それでは、これより総務・消防常任委員会を開会いたします。現在は、委員長が空席のため、委員長が互選されるまでの間、副委員長である私が議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いします。本日は、欠席の届けはありません。

~~~~~

### 2 委員長の互選

○石橋副委員長 早速でございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。まず、委員長の互選について、事務局から説明をお願いいたします。

○三上事務局次長 副委員長。

○石橋副委員長 はい、どうぞ。

○三上事務局次長 事務局総務課の三上でございます。着座にて失礼いたします。組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、正副委員長は、委員会において互選すると規定されておりますが、過去の例で申し上げますと、委員長は、これまで町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○石橋副委員長 ただいま事務局から、委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○石橋副委員長 御異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思います。

○井藤委員 はい、副委員長。

○石橋副委員長 はい、井藤委員。

○井藤委員 井藤でございます。日野町選出の小谷委員を推選させていただきます。

○石橋副委員長 それでは、小谷委員が推選されました。御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○石橋副委員長 御異議がないようですので、小谷委員を委員長の当選人とすることに決しました。委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。それでは小谷委員長、委員長席へお移り願います。

○小谷委員長 ただいま、委員長に御推選をいただきました、日野町議会議長の小谷博徳と申します。当委員会の円滑な運営はもとより、圏域住民の付託に応えるべく、本組合議会の充実に努めてまいり所存でございます。石橋副委員長を始め、委員の皆さん方の力を得まして頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

~~~~~

### 3 審 査 事 項

○小谷委員長 それでは、早速でありますけど、日程3の審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案3件について、順次、審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。では、最初に、議案第5号、「専決処分について（鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○三上事務局次長 委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 そういたしますと、まずは最初に資料のほうでございませけれども、議案概要、それから議案のほうですね。それからもう1種類、議案第5号参考資料。これをお手元のほうに御用意いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。そういたしますと、説明をさせていただきます。本件につきましては、本年3月20日付でございましたけれども、議員の皆様には、専決処分及び改正内容についてお知らせをしたところでございますけれども、改めまして御説明のほうをさせていただきます。まず初めに、資料のほうは議案概要の1ページを御覧ください。改正理由でございませけれども、本組合の一般職の給与に関し、例としております米子市一般職の職員の給与に関する条例が本年2月26日付で一部改正をされまして、4月1日付で施行されましたことから、米子市条例の改正内容を踏まえ整理を行ったものでございます。改正内容につきましては、恐れ入りますが、議案の2ページのほうを御覧ください。横版となっておりますけれども、右側が改正前、左側が改正後という形になっております。右側の改正前の職務の級の基準とする職務の内容を定めた条文、第2条の部分でございませ、及び別表の行政職級別基準職務表を削除いたしまして、米子市の条例の例によることとしたものでございます。3ページを御覧ください。表の下の附則でございませ。施行期日は本年4月1日でございませ。なお、経過措置ということで書いておりますけれども、消防職員につきましては、職名と階級の整合性の検討に一定の期間を要することから、来年の3月31日までの間は、今までの職名を使用することというふうにいたしております。続きまして、行政職級別基準職務表の主な改正内容について説明を申し上げたいと思います。こちらのほうは、済みませ、また資料が変わりますが、参考資料の2枚目を御覧いただけますでしょうか。別紙1でございませ。上が改正前、下が改正後の表となっておりますけれども、まず、改正前の職務表でございませけれども、こちらは、基準となる職務の欄に西部広域の全ての職名を記載をしておりましたが、改正後は、米子市の例によりまして、主な職名のみ記載というふうにしております。また、改正前の4級にあります係長につきましては、組織の見直しによりまして、従来の「係」を、この4月1日から「担当」に変えております関係から、担当課長補佐というふうにしてしております。また、同じ4級でございませ主幹につきましては、職を廃止をしております。次に、3級でございませ。3級の主任につきましては、改正後のほうですけれども、2級のほうにしてしております。また、新たに3級には、主任・主事の指導育成を行います新たな職として、係長を新設をしております。説明は以上でございませ。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 はい、井藤委員。

○井藤委員 井藤でございます。1点、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。これは、なかなかわかりづらい部分もあるんですけども、これは職員の方の処遇改善につながりますか。どうでしょう。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 このたびの、この改正の狙いはですね、まずは米子市に例としておりますので、それに準じた改正という形になってございまして、このたびの改正の目的といたしましては、先ほどもちょっと申しましたけども、人材育成、これをより進めるということで、そこを目的としたものの改正ということになっております。以上でございます。

○井藤委員 はい、わかりました。

○小谷委員長 井藤委員、よろしいですか。

○井藤委員 はい、いいです。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 質疑がほかにありませんようですので、ないものと認め、質疑を終わります。続いて討論を行います。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 討論がないものと認め、討論を終わります。これより本件について、採決いたします。本件については原案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認すべきものと決しました。次に、「議案第6号鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○安達消防局予防課長 はい、委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 消防局予防課長をしております安達です。よろしくお願います。着座にて説明させていただきます。まず説明は、議案概要1ページと

議案の3ページ、新旧対照表を用いて説明させていただきます。議案番号第6号「鳥取県西部広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、改正理由は不正競争防止法の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、避雷設備に関する事項が、また、消防法施行規則の一部改正を受け、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が交付されたことにより、住宅用防災機器等の設置の免除に関する事項がそれぞれ火災予防条例を例に改正されたことから、本組合の条例においても所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、概要の3ページ、新旧対象表を参照ください。まず、改正前の議案番号、議案の。

○小谷委員長 3ページですか。

○安達消防局予防課長 3ページですけども。新旧対照表は、これは5ページですか。

○小谷委員長 これの資料では5ページだと思いますが。

○安達消防局予防課長 あーそうですか。申しわけありません。避雷設備16条という記載のあるものです。大変失礼しました。では、それを参照いただきましてよろしく申し上げます。

○小谷委員長 委員の皆さん、よろしいですね。じゃあ、どうぞ。

○安達消防局予防課長 はい、それでは説明させていただきます。避雷設備、改正前は第16条の文中下線部分にあります「日本工業規格」に適合するものというふうに記載しておりましたが、改正後は、下線部分「日本産業規格」、産業標準化法という規格の題名の改正でございます。続きまして、設置の免除についてですが、第29条の5、第1号文中にございます、「作動時間が60秒以内」という文言、表現が、改正後は、「種別が第1種」というふうに改正されてございます。これはスプリンクラーという消防用設備ですが、要するに水を噴射する部分の性能のことをごさいますして、以前は、スプリンクラーヘッドというそういうものであればということでしたが、種別が第1種という形で明確にして、高感度型のを指定したというのがこの改正でございます。さらに、設置の免除についての追加ですが、改正前の第6号を7号とし、第5号の次に、「特定小規模施設用自動火災報知設備を有効に設置した場合」というものを追加するものでございます。説明は以上です。

○小谷委員長 はい、説明が終わりました。

○安達消防局予防課長 済みません。委員長、済みません。

○小谷委員長 安達予防課長。

○安達消防局予防課長 失礼しました。それで、この改正によりまして、現行の基準であったり運用だったりするものと大きく変わるものではございません。そして、この条例の施行期日は公布の日からとさせていただきたいと考えております。以上です。失礼しました。



○小谷委員長 いいですか。はい、説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さん。

○井藤委員 はい。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 2、3ちょっとお尋ねさせてください。この日本工業規格から、日本産業規格に変わるということが改正の点だという。これはそんなに違うんですか。どうなんでしょうか。

○安達消防局予防課長 委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 これは、これまでは日本工業規格と申しまして、それは工業標準化法という法律に基づく基準でございました。主にこれは鋳工業製品、J I Sであったり、いろんなそういったものが主に規格になっておりましたけども、新しく工業標準化法が産業標準化法という法律の題名が変わったことに伴いまして、日本工業規格から日本産業規格。J I Sという表現は同一でございますけども、対象を、データであったりサービスの形であったりするものに拡大したということによって、この規格の名前が変更になったものでございます。

○井藤委員 わかりました。もう1点。そこだけにしたいと思います。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 これは、西部広域行政管理組合の条例の改正なんですけども、東部、中部もこのたびの改正なんでしょうか。どうでしょうか。

○安達消防局予防課長 はい。委員長。

○小谷委員長 安達予防課長。

○安達消防局予防課長 はい、同じでございます。

○井藤委員 あーそうですか。わかりました。ありがとうございます。

○小谷委員長 いいですか。

○井藤委員 はい。

○小谷委員長 ほかに質問はありませんか。質疑、いいですか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。続いて討論を行います。

〔「ありません」と声あり〕

○小谷委員長 ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 討論がないものと認め、討論を終わります。これより、本件について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第7号「鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○安達消防局予防課長 はい、委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 引き続き、よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。説明は、先ほどの議案概要2ページと、概要の7ページになりましょうか。8ページですか。失礼しました。8ページになります。手数料の金額の入った新旧対照表を用いて説明させていただきます。大変申しわけございません。それでは、議案第7号「鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。改正理由としましては、本年10月に予定されております消費税増税により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、以下手数料令と言わせていただきますが、見直されまして、一部が改正することになりました。消防事務に関する手数料の額を、この手数料令の額と同額にするための改正を行うものです。改正内容につきましては、新旧対照表のほうを御覧ください。ここにあらわしております特定屋外タンクという危険物を貯蔵するタンクでございますが、この3件の、3種類のタンクの手数料の金額のみ改正するというものでございます。ちなみにこの、ここにあらわしております3つのタンクでございますが、西部消防管内にはございません。なお、この改正の理由につきましては、消費税の増額に伴いまして、総務省のほうで直近の人件費・物件費等を、変動を加味した試算を行ったところ、それでもなお現行と比較して増額する必要があるもののみを出しまして、この3件の増額となっております。この条例は、令和元年10月1日から施行することとさせていただきます。以上です。

○小谷委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。石橋委員。

○石橋副委員長 はい、あの、ちょっとこのタンクのこととは何か。全然私わからないんですけど、西部地区にはないと、さっきおっしゃいました。鳥取県内にはあるんでしょうか。大体どのようなものであるかということはまだ知らなくっ

て。

○安達消防局予防課長 はい、委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 それでは御説明を申し上げます。ここに関係するタンクと申しますものは、大体、内径と申しますか、円筒形の筒のような感じでございます。ここに申しますのは大体、内径と申しますけれども、これが60メートルから100メートルぐらいあるものでございまして、境港市の昭和町に「東西オイルT」という危険物の施設がございまして、あの中でも一番大きなものとい申しますのは、23メートルぐらいということございまして、私ども一般的には目にしないような巨大なものでございます。そういうタンクでございます。

○小谷委員長 石橋委員、いいですか。

○石橋副委員長 はい。

○小谷委員長 はい、石橋委員。

○石橋副委員長 そういうその、めったにないようなものが、でも、もし仮に設置されることがあるかもしれないということで、改正というか、もともと条例があつてまた改正があるということですか。

○安達消防局予防課長 はい、委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 既に苫小牧ですとか、よその地域には存在してございます。なかなか、先ほど説明しましたように巨大なものですので、やはりその需要とか、そういうことによりまして、現状、西部管内であつたり鳥取県管内であつたりで設置の計画などはございません。そういうふうには現在のところは聞いております。

○小谷委員長 よろしいですか。

○石橋副委員長 はい。

○小谷委員長 ほかに。中田委員。

○中田委員 冒頭の説明のところで、消費税の増税のことに伴つてという話もありましたけれども、たまたまこれは該当するものがない大きさのものだということですが、他に例えば手数料を必要とするものの…、要するに何が言いたいかという、ほかに今現在、手数料をいただいているような、該当するものの中で、消費税増税に伴つて改正する必要があるものつていうのはないんですか。

○安達消防局予防課長 はい、委員長。

○小谷委員長 安達消防局予防課長。

○安達消防局予防課長 このたびの改正の手数料令の改正についての知らせの中に、およそ40種類の改正する必要があるという連絡が来ておりました。その中で、鳥取県の消防防災課のほうから、特に消防に関係があるものということで、今回この3点のみを消防の手数料条例のほうの改正とさせていただきます。

ですので、ほかにも、ほかの40件の中の何件かには我々に関係しないところで、手数料の改正がこのような議題に挙がってる部分もあろうかと、これは推測ですが、連絡は来ております。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 じゃあ確認ですけど、要は手数料改正が必要なものというのは、こちらで決めておくことではなくて、当該するものというのが向こうからというか、来て、それに該当するものがあるかないかの判断で決めてるということですか。

○小谷委員長 安達予防課長。

○安達消防局予防課長 はい、そのとおりでございます。

○中田委員 はい、わかりました。

○小谷委員長 ほかにありませんか。質疑がないものと認め、質疑を終わります。これより、本件について裁決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で当委員会に付託されました議案の審議は、全て議了いたしました。

~~~~~

#### 4 調査事項

○小谷委員長 続きまして、日程4、調査事項に入りたいと思います。「公共施設等総合管理計画の策定について」を調査事項といたします。当局より調査事項の説明を求めます。

○三上事務局次長 委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 はい、そういたしますと、公共施設等総合管理計画の案につきまして御説明をさせていただきます。まず、資料のほうでございますけれども、右肩に資料1-1というふうにあります。A3版のカラー刷りのものがございます。それから、資料1-2でございます。参考資料、これは参考資料。それから資料2でございますけれども、資料2が計画の本編になっております。それから資料3ということで、今後の策定スケジュールを記したものを付けさせていただきました。そういたしますと、計画の内容につきましては、資料1-1の概要版を使いまして、ポイントのみ御説明をさせていただきたいと思っております。まず初め

に、1番上の部分でございます。第1「概論」でございます。計画を策定いたしました背景・目的でございます。本組合におきましては、昭和50年代初頭から、まず消防庁舎等の建設から始まっておりますけれども、公共建築物の整備を進めてきておまして、現在、老朽化対策が重要な課題となっております。本組合が所有いたします公共施設等の現状を把握し、長期的な視点を持って、長寿命化、更新、統廃合を計画的に行うことによりまして、構成市町村の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な管理を実現することを目的とする、というふうにしております。計画の対象といたしましては、組合が保有をいたします全ての公共建築物でございます。その下の、第2「本組合が保有する公共建築物の現状」でございます。本組合が保有をいたします公共建築物の数は、17施設ございまして、延べ床面積は、4万1,539.20平米ございまして、下の表のとおり、供給処理施設、ごみ処理施設とか、し尿処理施設でございますけれども、こちらの面積が65%を占めております。また、その下の円グラフで描いておりますけれども、築20年～29年の建築物の床面積、延べ床面積が、全体の66%、3分の2を占めているという現状でございます。この部分ですけれども、参考資料、資料1-2の1ページ目を御覧いただけますでしょうか。円グラフの下に、内訳ということで表をつけておりますけれども、築20年～29年のところには7施設ございまして、御覧いただきますとおり、組合の主要な施設がこちらに入ってきてるというような状況になっております。この計画では、建築後30年程度で大規模改修を行うという試算を行っておりますので、これらの施設につきましては、向こう10年以内に大規模改修を迎えるということ、これは示しておるものがございます。続きまして、もとの資料、資料1-1のほうです。大きいほうに返っていただきまして、第3「公共建築物の将来の見通し」でございます。将来の見通しを把握いたしますために、総務省の試算ソフトなどを用いまして、今後40年間の大規模改修及び更新費用の試算を行っております。その結果につきましては、(2)でございます。試算結果でございます。今後40年間で必要となります更新費用の総額といたしましては、約554.5億円ということになっておまして、平均年額といたしましては、13.9億円という形になる見込みでございます。公共建築物にかかる将来の更新費用の試算ということで表をつけておりますけれども、恐れ入ります。こちらにつきましても詳しいお話につきましては、参考資料のほうを、もう一度御覧いただけますでしょうか。参考資料の2ページ目、3ページ目でございます。2ページの上のところ、同じグラフをつけておりますけれども、御覧をいただきますと、大きな山が4カ所ございます。左側からR5から6というふうに書いておりますけれども、令和5年度から6年度につきましての山でございます。その内容につきましては、その下に工事内訳と、内訳内容ということで書いておりますけれども、米子浄化場等の統合工事というようなものが黄色で囲った部分でございますけれども、このようなものが入ってくるという

ことでございます。で、その右側のR10から13年、令和10年から13年につきましては、これも下の表でございますけれども、主な部分といたしましてはごみ処理施設。こちらのほうの建設にかかわるものが出てくるということになっていきます。それから次が、令和26年から31年ということになりますけれども、こちらにつきましても、先ほど見ていただきました令和10年～13年に整備をいたしましたごみ処理施設が、大規模改修もしくは建てかえというようなことを迎えて、その経費が発生するということになっていきます。それから最後の山といたしまして、令和33年度から37年度でございますけれども、こちらにつきましては浄化場の施設、それから消防の施設。こちらのほうが新規整備、建てかえが出てくるというような試算となっております。恐れ入ります。前後して申しわけございませんが、もう一度、じゃあ最初の資料、A3版の資料、資料1—1にお戻りいただきまして、1ページ目の下のところでございます。第5ということで、「財政の見通し」ということで書いておりますけれども、昨年度、平成30年度に財政推計を策定をいたしておりますけれども、これによりまして、各年度の歳出の予算額は53億円から75億円というふうに推計をしております。市町村負担金につきましては、年額約50億ということで見込んでおります。今後、大体年間2億円から幅がかなりありますけれども、26億円ぐらいの投資的経費がかかってくるというふうに見込んでおるところでございます。続きまして、裏面でございます。まず、左の部分の第6の「公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等」の部分でございますけれども、こちらにつきましては、(1)、(2)につきましては割愛をさせていただきますけれども、この計画期間につきましては、今年度から令和10年までの10年間ということとしてしております。中間時点があります、5年後には見直しを行うというふうに考えております。右側の第7でございます。「施設類型ごとの管理に関する基本方針」でございますが、まず、(1)の「行政系施設」でございます。本組合では、消防の施設ということになりますけれども、これにつきましては、今後、消防力等整備計画に基づきまして、長寿命化、ライフサイクルコストの削減を推進してまいりたいというふうに考えております。(2)の「供給処理施設」でございます。ごみ処理施設につきましては、まず、リサイクルプラザでございますけれども、これは平成24年に長寿命化計画を策定しておりますので、これに基づきまして長寿命化・延命化を図ることとしております。また、エコスラグセンターにつきましては、現在、活用につきましては、あり方検討会で検討中でございますので、また方向が決まりましたら、御報告をさせていただきたいというふうに考えております。次に、イの「し尿処理施設」でございます。こちらにつきましては、米子浄化場のほうに集約をする方針が出ております。また、集約後の施設の基幹改良、それから下水道施設との連携、こちらのほうを検討するというようにしております。(3)の福祉施設でございます。うなばら荘でございますが、まず、大規模改修につきましては、指定管理者納入

金の範囲で実施をしますこととしておきまして、それ以外の修繕につきましては、うなばら荘と、うなばら荘の管理及び運営に関する協定書、現在結んでおります協定書に基づきまして対応するというようにしております。最後、「その他施設(桜の苑)」でございます。こちらにつきましては、現施設におきまして、長寿命化及びライフサイクルコストの削減を推進いたしまして、今後20年以上、延命化を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、また、指定管理者制度、こちらのほうの導入を検討をするということにしております。計画の案につきましてはの説明は以上でございますが、最後に、資料の3で「今後の策定スケジュール」を御説明いたします。策定スケジュールにつきましては、本日の説明を受けまして、今月下旬をめどに修正の必要があるものにつきましては修正をさせていただきます。管理者決裁を受けまして、8月下旬にはこちらの計画のほうも、正式なものとして公布してまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○小谷委員長 はい、説明が終わりました。委員の皆さんからの質疑を受けます。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 はい、中田委員。

○中田委員 消防局の関係、資料1—2の1ページのところでは、築20年～29年の黄色いところには消防局がありまして、それで、はぐって2ページのところでは、大規模改修のところ、何年にもわたってこの消防庁舎改修というのがずーっと書いてありますね。これは改修の仕方というか、大規模改修だけど、もうずーっと何年にもわたってこの予算でやっていくという改修って、どういう改修なんですか。

○伏野事務局総務課長補佐 はい、委員長。

○小谷委員長 伏野事務局総務課長補佐。

○伏野事務局総務課長補佐 事務局入札財政担当の伏野と申します。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。この消防庁舎の改修につきましては、総務省がこの公共施設等総合管理計画を作成する上で、今後の修繕計画などを試算する指針を出しておられます。その中で、今後10年ぐらいから修繕、失礼しました。1ページ目ですね、築40年～49年にわたるものにつきましては、こちらの計画では、向こう10年のうちに平均的に修繕を行っていくようにという指針が出ておりますことから、この築40年～49年の施設に関しまして、総務省の出しております修繕等の平米単価を掛けたものを平均的に並べているところでございますので、実際の計画とはまだ乖離があるところではありますが、この計画をつくる上での今後の費用の試算をする上での指針で、このような形で計算させてもらっているところでございます。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○**中田委員** 資金というか、計画の予算面のところではですね、先ほど説明があったとおり、総務省の試算ソフトを活用してやっているということで、こういう金額がずらーっと並んだ形になっていると思うんですけど、私が聞いているのは、具体的にどんな改修を必要としてやろうとしているのか。要するにやり方としては、どこか別のところにゴーンとお金をかけてやったりとか、あるいは今のところを使いながら部分的に改修を、最終的に大規模な改修になるような形ですか、整備の考え方とすすめ方があります。そこをお伺いしたいです。

○**赤川消防局次長** 委員長。

○**小谷委員長** 赤川消防局次長。

○**赤川消防局次長** 消防局の赤川と申します。どうぞよろしくお願いたします。庁舎の改修につきましては、この総合管理計画の2ページの②番、長寿命化の推進維持管理費云々というところ、そういったものに基づいた整備をしたいとは考えておりますが、具体的には向こう何十年、現庁舎を改修して延命するという前提に基づきまして、例えば省エネ対策をしたりですとか、それから、なるべく早めに予防的な修繕を行うこととか。それから、本来あるべき消防署の機能を延命化に合わせて整備してはどうかというようなことを、まさに今、検討しているところであります。この総合管理計画が御承認いただければ、そこから具体的な項目を検討したいなというふうに考えております。

○**中田委員** 委員長。

○**小谷委員長** 中田委員。

○**中田委員** 要するに、この形で長延命化を前提として部分的に強化していくとか、改修していくというやり方の中で、今後のこともやっていくということですよ。それで、私が何を言いたいかといいますと、皆生のができたときに見学させていただいて、これからの時代で、消防力のところもいろんな技術面やいろんな面で高度化・多様化に適応していくということになると、例えばスペースのとり方とかですね。皆生なんかもそうですけど、装備をつけるスペースが広くなって非常に使いやすい感じが前に比べてなったりとか。人命を時間との勝負とするセクションですので、そういった新しい時代に適応する先取り感がないと、と思ひまして。それでその面で、トータルライフコストという、要するにコスト面だけが先に先行して考えると、その辺の実際の利用していく上で、今後の高度化に適応できていくのかということがあるという感覚を持つてるものですから、まず、どういうものを今後考えておかなければならないのかという拾い出しをして、コストとすり合わせていくというようなことをしないと、現場のところでは非常に使いづらくなったりとか、逆に、新しい機材が入ってきても置くところがないっていう、まあ、そういうことはないかもしれませんが。要するに、時代に適応していくようなものを本当に想定できるかどうかということが非常に重要な役割をされているところなので、計画の進め方のところはですね、そのコ



スト面だけが先行するようなことは、私は消防に関していかななものか、という感覚があるものですから、こういうような質問をさせていただいたんですけど。その辺についてはいかがですか。

○赤川消防局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 赤川消防局次長。

○赤川消防局次長 委員御指摘のとおりでありまして、このたびは総合管理計画の策定に伴いまして、現地、現在場所での大規模改修を前提とした計画で立案させていただきたいなと思っておりますが、実際のところ、地積の問題でありますとか、そこまで時間を、最後の改修が10年先以上になりますので、その時点でも40年、50年となる建物もあろうかと思っております。当然、その中ではさまざまな協議が、現行計画どおりの大規模改修でいいのか、ということは出てくるのかなというふうには感じておりますが、現時点では、大規模改修を前提とした計画というところから踏み込んでまいりたいなというふうに考えております。

○中田委員 委員長、もう1点だけ。済みません。

○小谷委員長 はい、中田委員。

○中田委員 もう1点ですけど、消防局のほうもね、そういった形で進められているということは了解しましたけど、私は、肝心なのは各消防署が、要するに現場で即応体制にあるところが、築40年から49年のところ、ずら一っと並んでましたよね。ここのところの体制をどうするのが一番、現場サイドから考えると大事なところじゃないかなと思っております。ここもまさに、さっき言った、実際に出動する上での拠点ですから、ここの作りっていうのが本当大事なところじゃないかと私は思うんですけど。そこら辺についての考え方をお聞かせいただければと思うんですけど。

○藤山消防局長 はい。

○小谷委員長 藤山消防局長。

○藤山消防局長 消防局長の藤山でございます。よろしくお願ひ申し上げます。座って御説明させていただきます。このたび、大変、中田委員のほうから、貴重な御意見を頂戴いたしております。現在の財政とか人口減少等の中で、先ほど赤川次長が申しましたように、現時点での延命化、これを基本に現在プランを進めてまいっております。しかしながら、本日いただきました貴重な御意見により、やはり、災害即応体制をいかに確保していくかということについては、大きなテーマであるのかなあと考えておりまして、本総合管理計画を御承認いただきまして、これをベースにですね、本日いただいた貴重な御意見、あるいは多方面の御意見を頂戴しながら、時代に適した消防体制を、消防の施設を築いてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○中田委員 ぜひですね、特に令和の15年以降というか、随分経ってから、こ

の各消防署の新規整備とかがずら一つと並んでくるようなことなので、ここら辺についての考え方も、先ほど言った、今求められてる、あるいは最近の水害なども含めてですね。特に江府町なんかは私が言うことじゃないかもしれませんが。ねえ。大水が出たときに、あの辺はどげんなるだろうかって思ったりもする中で、のどころも含めてですけども。この現場の即応体制とか拠点になる設備が被災してもいけませんのでね。そういったところも含めて、ぜひ、より中身を充実させていただきたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○**小谷委員長** 今の要望はよろしいですかね。ほかにありませんか。

○**上原委員** はい、委員長。

○**小谷委員長** はい、上原委員。

○**上原委員** 初めて出してもらって、ちょっとわかりにくいといえますか、よく理解しておりませんが。この紙、資料のA4版ですか。それから、その後…。

○**小谷委員長** 資料の何か、1—2とか。

○**上原委員** 例えば、1—2の2ページのグラフとか見ておりますが、非常に年度によって突出した費用がかかるというのがわかります。その後の資料といえますか、今後の、先ほどありましたが、今後のこれをもとに、何といえますか、「西部広域行政管理組合公共施設総合管理計画（案）」、資料2ですか。というのが、これをきょう決議したら、これでもって具体的に、例えば財政の平準化を図るとか、お金をどうしていく。ためていくのか起債をするのか、とかっていうのは今後の課題ということで理解すればよろしいですか。

○**三上事務局次長** はい。委員長。

○**小谷委員長** 三上事務局次長。

○**三上事務局次長** この公共施設総合管理計画のそもそもの策定の目的がですね、既に市町村のほうでは策定をされてると思いますけども、これから人口減少社会を迎えるに当たりまして、例えば合併等で、それぞれの自治体の中では、施設の数減らしていくということがテーマになってくるというふうに思っております。そういった中で現状を把握をして、更に、どういう改修状況が見込まれているかということをもとに現状というところを出した中で、今後その施設のあり方を含めましてですね、最終的には、これは総論といえますか、全体枠での計画になるんですけども、施設ごとに個別計画をつくりまして、それぞれの施設についてまた検討させていただくということのベースになる計画というふうに御理解いただければ、というふうに思います。

○**小谷委員長** 上原委員いいですか。上原委員。

○**上原委員** はい。資料2というのを見てますが、この資料2というのが、今後これをつくっていくということでもいいのですね。これは、きょうの資料として出てるというふうに考えればいいですか。

○**三上事務局次長** はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 資料2につきましては、済みません、私の説明が足りておりませんかも知れませんが、こちらが実際の計画の本編ということになってまして、先ほど御覧いただきましたのは概要版ということで、エッセンスだけをまとめたもので御覧いただいております。実際この本編の中にもう少し詳しくそれぞれ記載をさせていただいているというものでございます。失礼いたしました。

○上原委員 はい、わかりました。

○小谷委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○小谷委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

~~~~~

## 5 閉 会

○小谷委員長 それでは、これをもって総務消防常任委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

(午後2時05分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任委員長 小谷 博徳

総務消防常任副委員長 石橋 佳枝